

電気取扱業務(低圧関係)に係る特別教育について

労働安全衛生法第59条第3項により、電気取扱業務(低圧関係)等の危険業務については、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。当今治支部では、この特別教育の学科教育について、下記のとおり実施しますので関係労働者の受講につきまして、ご案内申し上げます。

(注)低圧とは、直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては、600ボルト以下の電圧をいいます。

記

1. 日時、会場等

日 時	会 場	科目・時間	定 員
令和 2年 3月5日(木) 08:45~17:00	今治地域地場産業振興センター 2階 中会議室 今治市旭町2-3-5 電話 0898-32-3337	①低圧の電気にかかる基礎知識 1時間 ②低圧の電気設備に係る基礎知識 2時間 ③低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 2時間 ④低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 1時間 ⑤関係法令 1時間	45名

2. 受講資格 下記申込書の受講資格のとおり
3. 受講料 協会員 6,600円、一般 9,900円、テキスト代 715円 (消費税10%含む)
※消費税率の改定に伴い10月以降の特別教育より消費税率を10%に改定させていただきます。
4. 修了証 全科目修了した方に特別教育修了証をお渡しします。
事業者には、3年間保存義務のある特別教育証明書を発行します。
5. 申込要領 ①申込先 (公社)愛媛労働基準協会今治支部
〒794-0015 今治市常盤町4-5-4 今治中央ビル2階 電話 0898-22-6806
②申込方法 下記申込書、受講票の※欄以外の太枠部に記入し、受講料を添えて申し込んでください。
③申込期限 令和2年1月6日(月)~令和2年2月20日(木)(期限内でも、定員になり次第締切ります。)
6. その他 ①納入した受講料等は、欠席しても返戻いたしません。
②遅刻早退者には、修了証の発行はできません。
③受講申込書の太枠記載内容に基づき修了証を作成しますので、正確に記入してください。
④会場の門扉が開くまでは、立ち入らないでください。

切 り 取 り 線

電気取扱業務(低圧電気)に係る特別教育 受講申込書・修了台帳
※テキスト購入 ☐ 当日渡 ☐ 渡済 ☐ 不要

※受付番号		※修了証番号	
ふりがな			
氏 名	男・女		
生年月日	昭和 年 月 日生	受講 年月日	令和2年 3月 5日
現住所	〒		
受講資格	①低圧の活線作業及び近接作業に7時間以上従事している者。 ②開閉器の操作の業務のみを行う者については、1時間以上従事していること。		
証明欄	受講資格の従事歴について、事実と相違ないことを関係書面等で照合し、確認したことを証明します。 令和 年 月 日 〒 所在地 事業所名 ㊞ 電話番号		
協会員等	協会員 ・ 一般		

(公社)愛媛労働基準協会今治支部 殿

受 講 票

[低圧電気特別教育]

※テキスト ☐ 当日渡 ☐ 受講者持参

※受付番号	
氏 名	
受講月日	令和 2年 3月 5日(木)
時 間	08:45 ~ 17:00
会 場	今治地域地場産業振興センター 2階 中会議室 今治市旭町2-3-5
①低圧電気に係る基礎知識	
②低圧の電気設備に関する基礎知識	
③低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	
④低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	
⑤関係法令	

(公社)愛媛労働基準協会今治支部

電話番号 0898-22-6806

注1)筆記用具持参のこと
注2)受講票は講習当日受付に提示し、
受講中は机上に置くこと